『企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する規定 (意見募集稿)」の起草に関する説明』

2014年6月6日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示に関する規定(意見募集稿)」の起草に関する説明

国務院「資本金登録制度改革方案」の徹底、市場管理監督方式の更なる転換、市場主体の信用に対する管理監督の強化、社会による共同管理の促進、公平な競争ができる市場秩序の維持のため、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国政府情報公開条例」等の法律・法規及び国務院による関連決定の定めに基づき、国家工商総局は「企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関による行政処罰案件の情報開示に関する規定(意見募集稿)」(以下、「規定(意見募集稿)」とする)を制定した。関連状況について下記の通りに説明する。

一、起草の背景について

国務院「資本金登録制度改革案」では、市場主体に対して「参入規制を緩和しながら管理を強化する」という基本的要求が提起されており、資本金等の参入条件を緩和すると同時に、市場主体の責任をさらに強化し、付属管理監督制度を構築してその健全化を図り、企業信用約束メカニズムを強化し、社会誠実システムの構築を促進する。「規定」の制定は、市場主体の信用に対する管理監督の強化、企業誠実システムの構築の促進、市場管理監督方式の転換、公平な競争ができる市場秩序の維持には、重要な意義を持っている。まず、資本金登録制度の改革を行い、「参入規制を緩和しながら管理を強化する」ことを実行する上での重要な保障となる。市場主体の参入条件を緩和し、参入の效率性を高めるために、管理監督の理念を転換し、情報開示や社会による監督等の手段をさらに利用し、企業に対する信用約束を強化しなければならない。「規定」により、企業信用情報開示制度を一層徹底させ、資本金登録制度の改革のスムーズな実施を確保し、良好な市場秩序を維持する。次に、企業誠実システムの構築のための重要な取り組みである。行政処罰案件の情報は企業信用情報の重要な一部であるため、企業信用情報開示システムを通じた工商行政管理機関処罰案件の情報開示により、企業による工商行政管理に関する法律・法規に違反する行為の情報を企業信用情報に集計して開示し、公衆が企業信用情報をより客観的で便利に理解でき、企業の関連情報の透明化に取り組み、社会全体による企業信用情報をより客観的で便利に理解でき、企業の関連情報の透明化に取り組み、社会全体による企業信用状況への評価と監督にメカニズム上の保障を提供し、事実上で誠実な経営への表彰、信用を失

う行為への懲戒という効果を得て、中国の社会誠実システムの構築レベルをさらに向上させるための大きな推進力となる。**三つ目は**、逆迫りメカニズムを形成させ、工商行政管理機関の管理監督行為の規範化を図るための重要な切口である。行政処罰案件の情報公開は、企業の違法行為を開示すると同時に、工商行政管理機関による行政処罰行為も透明化され、公衆の監督を受けるようにさせる。これにより、工商行政管理機関は行政処罰権力をより慎重に行使し、行政処罰行為の実質的な内容と表し方の全方位的な規範化を図り、管理監督のさらなる規範化に取り組み、公平な競争ができる市場秩序を維持するように促進する。

二、「規定(意見募集稿)」の主な内容について

「規定 (意見募集稿)」には二十三条の定めがあるが、主に企業信用情報開示システムを通じた行政処罰案件の情報開示にかかわる原則、範囲、内容、手続き、監督の保障について定めている。

- (一) **開示の原則について。**各レベルの工商行政管理機関による工商行政管理機関の行政処罰案件の情報開示は合法的かつ客観的で、適時に規範化を図るという原則を遵守しなければならないと定めている。
- (二) 開示の範囲について。「規定(意見募集稿)」は企業信用情報開示システムを通じて公衆に向けて開示する行政処罰案件の情報を「各レベルの工商行政管理機関が法に基づく職責履行において一般手続きを適用して行政処罰の決定を下す関連案件の情報」と定めており、各種類の行政処罰案件を全面的に開示する。
- (三) 開示の内容について。まずは、企業信用情報開示システムを通じて開示される行政処罰案件の情報には各レベルの工商行政管理機関が下す行政処罰決定書と行政処罰案件の情報の摘要が含まれており、行政処罰案件の情報の摘要には行政処罰決定書の文書番号、処罰される自然人の氏名又は処罰される企業又はその他組織の名称、法定代表者氏名、違法行為の類型、行政処罰の内容、行政処罰の決定を下す行政機関名と日付が含まれることを明確にする。そして、開示の内容は営業秘密、個人情報にかかわってはならず、国家機密を漏えいし、国の政治・経済面での安全性、社会の安定に影響を与えるものであってはならないと定めている。三つ目は、行政処罰の決定の変更という情状に対して特別な規定を設けている。

- (四) 開示の手続きについて。まずは、工商行政管理機関は行政処罰の決定を下す日又は行政処罰の決定の変更を決める日から20営業日以内に行政処罰案件の情報を開示しなければならないことを明確にする。そして、異なる地域での処理手続きを明確化し、すなわち、行政処罰の決定を下す工商行政管理機関は当省、自治区、直轄市の工商行政管理機関を通じて行政処罰案件の情報を当事者登録機関の省、自治区、直轄市の工商行政管理機関に発信し、当該機関により開示させなければならない。三つ目は、開示日から満5年に至る行政処罰案件の情報は企業信用情報開示システムに記録されるが、再び開示されないことを明確化する。四つ目は、行政処罰決定書を届ける際、該行政処罰案件の情報を開示する旨を書面にて当事者に告知しなければならず、その知る権利を保障すると定めている。五つ目は、各レベルの工商行政管理機関は「規定」の定めを参照してポータルサイト又は専門サイト等を通じて行政処罰案件の情報を公開することもできることを明確にする。
- (五)監督の保障について。まずは、工商総局と省レベル局の職責を明確にする。そして、各レベルの工商行政管理機関は「案件を処理した者や入力した者は責任をとる」という原則に基づき、行政処罰案件の情報開示査定・管理制度を確立し、その健全化を図らなければならないように求められる。三つ目は、各省、自治区、直轄市の工商行政管理機関は企業信用情報開示システムと法執行・案件処理の管理システムを適時に完備するように求められる。四つ目は、情報開示にかかわる職責の不履行、情報内容の開示又は更新の不適時といった行為に対し、上級の工商行政管理機関は是正を命じ、責任を追及するように求められる。
- (六) 開示の書式について。「規定(意見募集稿)」は、行政処罰案件の情報抜粋と行政処罰決定書の基本書式、及び行政処罰案件の情報開示告知書が含まれる行政処罰案件の情報開示書式を特別に作成しており、各レベルの工商行政管理機関行政処罰案件の情報開示の際、付属書類として参考、使用される。